

武蔵野市解体工事等を行う工事業者等に対する指導の基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市公害防止に関する条例（昭和46年3月武蔵野市条例第1号）第5条の規定により解体工事等を行う工事業者等に対して市長が行う法令に定めのない事項に関する公害を防止するための指導（以下「指導」という。）の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 解体工事等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第2条又は振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）第2条に規定する作業で、建築物等の解体を伴うもの

イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15に規定する特定工事

ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事

エ 武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号）第2条第1項第7号に規定する開発事業のうち、建築物等の解体を伴うもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が認める工事

(2) 工事業者等 解体工事等に関する請負契約の発注者、元請業者若しくは下請業者又は請負契約によらないで自ら解体工事等を行う者をいう。

(3) 対象地域 解体工事等を行う建築物等の敷地境界線からの水平距離が当該建築物等の高さの2倍に相当する水平距離（その水平距離が20メートルを超える場合は、20メートル）の範囲内の地域をいう。

(指導等の基準)

第3条 指導等の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 建設機械を使用する場合は、低騒音かつ低振動のものを使用するとともに、粉じん対策として散水を徹底すること。

(2) 解体工事等を行う建築物等の周辺には、仮囲い、養生シート等を設置すること。

(3) 解体工事等を行う建築物等の敷地境界において騒音規制法（昭和43年法律第98号）その他の法令（以下「法令等」という。）に定める規制

の基準を超える騒音が発生することが予想される場合は、防音パネルその他の防音のための設備の設置等の措置を講ずること。

- (4) コンクリートの破片の小割り及びバケットによるふるいは、必要最小限にとどめるとともに、機器を本来の使用以外の方法で使用しないよう努めること。
- (5) 解体工事等の現場には安全管理責任者を置き、安全管理を徹底すること。
- (6) 解体工事等のための車両の出入りがある場合は、通行人の安全確保のため、誘導員等を配置するよう努めること。
- (7) 解体工事等のための車両を停車し、又は駐車するときは、当該車両の原動機の停止を励行するとともに、重機の不必要な暖機運転を行わないこと。
- (8) 建築物等の状況からねずみ等の生息のおそれがあると推察される場合は、ねずみ等の発生状況を調査し、必要に応じてねずみ等を駆除するための対策を実施すること。
- (9) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は原則として解体工事等を行わないものとし、解体工事等を行う期間が1か月を超える場合において、土曜日に解体工事等を行うときは、当該解体工事等から発生する騒音及び振動を低減するよう努めること。
- (10) 解体工事等を行う期間中当該解体工事等の現場に当該解体工事等を行う工事業者等の連絡先を表示すること。ただし、法令等の規定により当該連絡先の表示を行う場合は、この限りでない。

（解体工事等の周知等）

第4条 工事業者等は、解体工事等を行おうとするときは、当該解体工事等を開始する日の1週間前までに、対象地域の住民に対し、説明会の開催、戸別訪問等により、当該解体工事等に係る次に掲げる事項について周知するものとする。ただし、法令等の規定により当該事項について周知する場合は、この限りでない。

- (1) 解体工事等を行う建築物等の位置
- (2) 解体工事等の工期、建築物等の解体方法、作業時間及び作業内容
- (3) 解体工事等に係る安全対策及び騒音、振動、粉じん等による公害の防止のための対策
- (4) 解体工事等を行う建築物等に係る石綿の使用の状況及び当該建築物等に石綿が使用されている場合におけるその除去の方法

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。